

令和7年度 第3回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和7年12月18日(木) 午後2時

場 所 日野市役所 全員協議会室

出席者 被保険者を代表する委員

加 藤 義 人
奥 住 和 子
岩 田 良 子

保険医又は薬剤師を代表する委員

西 村 正 智
黒 澤 洋 行
栗 太 隆

公益を代表する委員

岡 田 じゅん子
須 崎 貴 寛
森 沢 美 和 子

被用者保険等を代表する委員

河 合 圭
信 太 広 志

事務局

市民部長	小 林	真
保険年金課長	西 垣	津 有
納税課長	松 井	健 太 郎
健康課長	高 尾	満
保険年金課保険税係長	牧	光 二
保険年金課給付係長	松 井	雄 哉
(書記)	加 藤	麻 里 恵
(書記)	上 村	ゆ り 恵

運営協議会

1. 会議録署名委員の指名

2. 議題

子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について（諮問）

【日市保第1512号】

3. その他、報告事項等について

配布資料

○令第7年度第3回日野市国民健康保険運営協議会 次第

○日市保第1512号 子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について（諮問）

○子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について（説明資料）

○【参考資料】別添1（リーフレット） ※机上配布

令和7年度 第3回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。保険年金課長の西垣です。本日、馬場委員、天野委員、安藤委員からは欠席の連絡をいただいております。会に先立ちまして、事務局から何点か連絡事項がございます。まず、被用者保険等保険者を代表する委員として10月から新たに加わっていただきました河合圭（かわい たかし）様が、本日、ご出席いただいておりますので、ご挨拶いただければと思います。

河合委員 みなさまはじめまして。河合圭でございます。全国健康保険協会東京支部の保健企画グループを務めております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。次にお願いでございます。本日の議事は諮問事項1件でございます。諸般の都合により、会議時間は1時間程度を目安としていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、会議の議事録作成のため、会議の内容を録音させていただきます。マイクをお渡ししますので、お手元にマイクが届いてから発言をお願いいたします。議事録については従前のおり市ホームページに掲載いたしますが、本日の会議の議事録につきましては、次回、第4回の国民健康保険運営協議会の開催日までには間に合いませんので、その点ご了承願います。それでは、ここからは、森沢議長の進行のもと、進めさせていただきます。森沢議長、よろしく願いいたします。

議長 はい。それではただいまより令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を開始いたします。皆様のご協力により議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。ただいまの出席者数は11名で、委員14名の2分の1以上の出席となっており、定足数を満たしております。これより協議会規則第12条の規定により議長において会議録に署名する委員の指名を行わせていただきます。本日は西村委員と黒澤委員をお願いいたします。本日は次第にもあります通り、審議事項が1件となっております。それでは早速ですが、審議事項に移ります。「こども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について」事務局より、別紙の通り諮問があり、当運営協議会に意見を求められております。これについて審議を行います。事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。それでは審議事項にあります「こども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について」の資料につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、事前に送付をいたしました。A4、1枚の諮問書、そしてホチキスどめの説明資料、この2点のほか、本日、机上にカラー刷りA4両面印刷のリーフレットを追加でお配りをさせていただいております。以上3点をもとにご説明をさせていただきたいと思っております。不足等ありましたらお申し出いただければと思います。大丈夫でしょうか。はい。それではまず初めに日野市長より協議会の会長宛に発出をしております諮問書に沿ってご説明をさせていただきます。

本文の3行目からお読みさせていただきます。政府は、「こども未来戦略」において、少子化対策等を目的とした総額3.6兆円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」をまとめ、その財源の一部とするため、「こども・子育て支援金制度」が創設されました。同制度は、令和8年度から毎年度、国民健康保険を含む保険者等から支援納付金を徴収するもので、その支援納付金は被保険者の皆様に、個人の所得等を考慮して負担額を分配し、医療保険料とあわせてご負担いただくことになっており、市が徴収した支援納付金につきましては、都に事業費納付金として納めることとなります。つきましては、このこども・子育て支援金制度について、日野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、以下の内容について諮問をいたします、とあります。

それでは諮問内容でございます。2点ございます。まず1点目としては、(1)日野市国民健康保険における、こども・子育て支援納付金分の令和8年度の税率について、令和8年4月1日に施行されるこども・子育て支援金制度に基づき、被保険者から徴収する日野市国民健康保険税(こども・子育て支援納付金分)の税率については、東京都の方針に従い、確定件数における事業費納付金の額により、東京都が算定し、日野市に示す標準保険料率に基づく額とする。

2点目でございます。(2)令和9年度以降のこども・子育て支援納付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問・答申について、東京都の方針に従い、確定係数による標準保険料率に基づいた額にて毎年度徴収を行うため、今後、本協議会での毎年度の諮問・答申は行わず、意見聴取のみとする。

その下、答申期限でございます。第4回運営協議会の開催日である令和8年1月7日を期限とさせていただきます。この1月7日の答申を受けまして、3月に開催されます日野市議会定例会にて議案を上程する予定となっております。

続きまして、説明資料に移ります。ホチキスどめの資料をお開きいただければと思います。1枚めくっていただきまして、左側が目次となっており、右側、こちらが1ページ目となっております。1ページ目の上から「1. こども・子育て支援金制度

の概要について」でございます。

(1) こども・子育て支援金制度の創設といたしまして、1つ目、○少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」において児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとなった。こうした大きな給付拡充にあたっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要性が示された。

2つ目、○そのため、こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただくこども・子育て支援金制度を令和8年度に創設することとなったものです。

(2) こども・子育て支援金制度の内容でございます。1つ目、○政府は国が負担する部分を除いた部分に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等、補足でいろいろと団体名が書いてありますが、その中に都道府県ということで、東京都が入っております。そちらから支援納付金を徴収するというので、令和8年度は概ね6,000億円、令和9年度は概ね8,000億円、令和10年度において概ね1兆円とその規模を示しております。

2つ目、○国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、これは医療保険と同様の所得階層別の軽減率になっております7割・5割・2割、こちらを適用しますというものです。また、被保険者の支援金額に一定の限度額、賦課の上限を設ける措置等を設けることといたしまして、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施するというものでございます。

3つ目、○国民健康保険における支援金につきましては、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑みまして、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもにかかる支援金の均等割額の10割軽減の措置を講ずるというものです。

4つ目、○こども・子育て支援金の負担額につきましては、令和8年度はその負担額を抑える形で、令和10年度にかけて、本来の負担額に近づくよう段階的に改善を行っていくものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、2ページ目をお願いいたします。

「2. こども・子育て支援金制度開始に伴う日野市の国民健康保険税率について」でございます。東京都はこども・子育て支援につきまして、次のような方針を示しております。

1つ目といたしまして、都内すべての市区町村について、標準保険料率を採用するということ。

2つ目といたしまして、賦課方式は2方式、これは所得割と均等割のことでござい

ます。この2方式を採用するというものでございます。

このため日野市においても、東京都の示す標準保険料率をもとにして、こども・子育て支援金の負担を被保険者の皆様をお願いしたいと考えているところでございます。

その下「3. こども・子育て支援金の標準保険料率について」でございまして。

まず1行目に「こども・子育て支援金分の納付金に係る確定係数は、令和7年12月末頃に国から示される見込み」と記載がございまして、ここで言う係数というのが、この後2種類出てきます。

国から示される時期によりまして確定係数と仮係数の2種類が存在いたします。

まずはその確定係数についてのお話でございまして、説明資料の1行目に戻りますが、令和7年12月末ごろに、まず国から都道府県に対して示される見込みとなっております。その確定係数の決定を受け、東京都が納付金額や標準保険料率を計算し、標準保険料率が市区町村に示されるのは、令和8年1月中旬以降となる予定でございまして。ここで日野市に示される標準保険料率が確定値になります。

しかしながらそのタイミングで、そこから運営協議会へ諮問をし、答申をいただいで、そしてそのあとの3月の条例改正の議案上程を審議会に対して行うというのは、スケジュールといたしまして、困難と言いますか不可能であることから、現時点で国から示されている仮係数にて、算定された納付金額を用いて東京都が計算した標準保険料率を下記の表にして示しております。確定係数に基づく標準保険料率の異なる可能性があるということを含みおきいただいた上で、諮問内容の(1)の通り、今後示される確定係数における標準保険料率に基づく額を税率とさせていただきますこととお認めいただければと存じます。

それでは表を見ていただきますと、こちらが仮係数における標準保険料率となっております。所得割といたしまして0.28%、均等割といたしまして、1,844円が示されているところです。表の下に書いてございまして、保険税の計算をする上では、均等割の端数は切り捨てた形で1,800円にて計算を行う予定でおります。

続きまして、3ページです。こちらは先ほどの仮係数における標準保険料率をもとに、具体的な影響額についてモデルケースでお示しをいたしました。

3パターンございまして。まず①すべて65歳以上の年金収入の

お2人世帯の場合、②全員が18歳以上で、世帯主の給与収入のみの4人世帯の場合、③お子さんが2人いて、いずれも18歳未満、世帯主が給与収入であるケースの4人世帯の場合として、モデルケースで示させていただきました。それぞれ表を見ていただきますと、7割軽減、5割軽減、2割軽減で軽減なしと、このそれぞれ4パターンに分けて、表を作っております。表の中で少し色がかかったところがございまして、最終賦課額となっております。ここがこども・子育て支援金制度における年税額と見ていただければと思います。

では、裏表紙を見ていただければと思います。

横長の表で、こちらはこども家庭庁が示しました、こども・子育て支援金に関する試算ということで、令和 8 年度から段階的に金額が上がっていくというお話をさせていただきましたが、それが保険者ごとに示されております。国民健康保険につきましては、表の下から 2 行目、少し太枠で囲ってあるところが当たります。

令和 8 年度においては、1 人当たり平均月額ということで 250 円、9 年度が 300 円、10 年度が 400 円となっておりますが、国民健康保険につきましては、世帯ごとに課税する形になります。表の下の小さい字で書かれておりますところに、令和 8 年度ですと、参考ということで 1 世帯あたり 350 円となっております。9 年度は 450 円、10 年度は 600 円と言うことで、示してあるわけですけれども、この表の試算自体はですね、こども家庭庁の方で令和 3 年度の実績をもとに、推計値として出したものでございます。そのため、どうしても直近の実態と乖離があるということになりますので、先ほど全ページで示させていただきましたモデルケースとなかなか合致しない部分がございます。

そのため、こちらの試算表につきましては、3 年かけての上げ幅といいますか、このぐらいにだんだん上がっていくのだなという視点での参考値ということでご覧いただければと思います。

それでは最後の本日お配りしたリーフレット、カラー刷りの資料になります。

こちらもこども家庭庁の方で作成したものです。そして各自治体に対しまして、これをもとに市民の皆様へ周知を行っていただきたいということで、配られたものになります。まずは、こちらの協議会の委員の皆様にお示ししたあと、市のホームページに掲載をということで考えております。

特に裏面を見ていただきますと、こども・子育て支援金制度で皆様から徴収したお金が一体何に使われるのかという視点での対象となる事業の一覧となっております。これはご覧の通り、6 つの事業に限定して使われるというものになっております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

A 委員。

A 委員 ちょっと単純な質問ですけど、モデルケースで子供 2 人、18 歳未満は均等割が 10 割軽減で負担なしってことだから、子供 2 人、18 歳未満だったら関係ないから、①の 2 人世帯の場合と同じですね、均等割はね。1,080 円と 7 割であれば 1,080 円だし、軽減なしであれば 3,600 円というのはそうだと思いますが、単身世帯の場合は、この 2 人世帯の単純に半額ってことで考えてよろしいでしょう

か。

事務局 保険税係長。

議長 保険税係長。

事務局 保険税係長でございます。先ほどのご質問ですが、単純に 2 で割るというところに関して、均等割に関しては、まさにおっしゃる通りでございます。ただ、所得割に関しましては、各事例で違って参りますので、均等割は A 委員がおっしゃる通り 2 で割ったものが、単純に 1 人当たりのものになります。それに単身の方の所得割 0.28% を掛けたものを足すと、単身世帯の方の保険料の算定となります。以上でございます。

議長 A 委員。

A 委員 わかりました。要は均等割に関しては、この半額でいいということですね。なぜ単身世帯のモデルケースが載ってないのかなと単純に疑問だったので、質問させていただきました。よくわかりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。B 委員。

B 委員 はい、ご説明どうもありがとうございました。若い世代の方々が将来の展望を持てるような責任を持った安定財源を確保する必要があるということは理解いたします。こども子育て支援は絶対に必要だという立場でお話させていただきたいと思いますが、その財源がどこから持ってくるかっていうのが大きな論点になってくるかと思えます。

医療保険の被保険者の負担に上乗せをする形で、これを新しい分かち合いだというようにして求めてくるというお話だと思うんですけども、その一方で、先日閉会をした、臨時国会では防衛予算で補正 1 兆円が出されてしまったと。今後はアメリカに言われるまま、防衛予算がトータルで今までの 2 倍に増えていくと、破格の増額が行われているわけですね。本来だったらこうした、湯水のように防衛に使うんじゃないかと、国民の皆さんの社会保障をしっかりと支えるようなところに国が責任を持ってお金を使っていく、国庫負担を増やしていくってことこそが、私は求められると思っています。今本当に市民の皆さんから、今現時点でも国保税をもうこれ以上値上げしないで欲しい、むしろ減らして欲しい、減額して欲しい、こういったお声が寄せられています。こういう中で国民の目線から見たら、

さらなる負担増だというふうにはですね、どうしても受け取られることになってしまおうと思いますが、これについて市の考えはいかがですか。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。委員のおっしゃったように、この制度自体、さらなる負担と認識される方がほとんどだと思います。国の見解といたしまして、このことも子育て支援金制度については、国民健康保険だけでなく、すべての公的医療保険において拠出いただくということで制度設計をしているというものでございます。そのことが子ども・子育て支援法でまずは定められているというところがございますので、その点をご理解をいただければと思います。

そして法律上はですね、国民健康保険税として規定して拠出いただくわけですが、医療給付においては、医療分ですとか、後期高齢者の支援金に充てる後期分といった、そういった一般の保険税とは区別する形で、あくまでも少子化対策のためということ、充てられる事業となっておりますので、その点もご理解をいただければと思います。

これが国の考えなんですけれども、この支援金制度につきましては、子供であるとか子育て世代を含むですね、全世代、全経済主体が支える仕組みということで、皆様に拠出をお願いするわけですが、支援金として集めた金額という、令和10年度には1兆円という額になり、この1兆円につきましては、医療介護を徹底した歳出の削減改革とともに賃上げを行うことによって、実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせると言っているところであります。皆様のこの支え合いで成り立つ制度でございます。

皆様それぞれ負担に思うことは当然のことだとは思いますが、政府としてはそこを感じさせない、軽減させるということで考えているということをお知らせしておきたいと思っております。

議長 B委員。

B委員 今、国の考え方として賃上げって言葉ができてきたんですけども、国は賃上げをして欲しいということを経済界に対してお願いしかあまりしてなくて、ちゃんとその政治が責任をとって、イニシアチブを発揮する形で賃上げを誘導するような施策ってのは何ら手を打っていないと思いますので、ちょっと今のご説明ですと、納得は市民の方から得られにくいのではないかなと思います。

国としては令和10年度にかけて本来の負担額へ近づくよう段階的に改定を行っていくというように言っているということは、一気に1兆円払ってくださいということが言えないということを国としても認識しているということだと思えますよね。一気に増やせないと、そこが負担額を抑えて段階的に増やす方法でしか、市民の皆さん国民の皆さんの理解を得られないということを理解しているんだということだと思えますよね。ただやはり市民の皆さんからしたら、毎年の負担増になるということは間違いがないことだと思います。

今回モデルケースを示していただきましたけれども、これは最も値上げ幅が高くなる方の例を挙げたモデルケースなのか、そうではないのか。もしも最も値上げ幅が高くなる箇所を抽出しているわけではないのであれば、最も値上げ幅が高くなる属性の方というのはどういう方なのかということと、どれだけ負担増になるのかということを確認に示していただけたらと思えますけれども、いかがでしょうか。それから、現在確定係数もわからない中で、見込みの係数で出しているってということが、現状としてあると思えますけれども、国保そのものの赤字解消計画と合わせて、令和9年度以降、どれだけ市民の皆さんの負担がかかってくるのか、トータルのところはどうなのかということもあわせて、明確に資料か何か出せないでしょうか。できれば答申までに資料を出していただくとありがたいですけれども、いかがでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。B委員より2点ご質問いただきました。1点目のモデルケースについてでございます。

値上げ幅が最大限、大きいところでのモデルケースなのかどうかという点でございますけれども、このモデルケース自体は、これまでの最大限幅でお示ししたものではありません。今までこちらの運営協議会の方でモデルケースとして出させていただいたパターンに習った視点でお示ししたものでございますので、このB委員のご希望される値上げ幅の一番大きいところでのモデルケースにつきましては、次回の答申までにですね、お示しをさせていただければと思います。

それでは2点目でございます。

もともとの国保の赤字解消計画、令和17年度までに、その計画にこども子育て支援交付金を合わせた形で、どのくらい値上げされるのかということが示せるかどうかなんですけれども、こちらにつきましては、こども・子育て支援納付金の、言ってみれば、示せる東京都から標準保険料率ですね、これが毎年度提示される形

になっておりますので、今回で言うと令和 8 年度分しか提示がされていないという形になります。ですので、9 年度以降につきましては、毎年度、少なくとも、10 年度までは金額が上がってくる設定ですので、そこまでは毎年度、大体今ぐらいの時期、11 月下旬か、仮の係数に基づく率であっても 11 月末そのぐらいになってくる話になってしまいますので、お求めいただいております 17 年度までのこども子育て支援納付金額も含めたですね、道筋というのは、申し訳ございません、示すことができないというものでございます。

議長 B 委員

B 委員 まず先ほど言っていたいただいた値上げ幅が最大のところで、そうした属性の方がどういう方なのか、どれだけの負担になるのかということは、ぜひ資料で答申までにお示しいただけたらと思います。

それでですね、今回確定係数ではない仮の係数で諮問がされて、10 年度まで、本来の負担額に近づくように段階的な改定を行うということなので、2 段階に渡って負担増ということになると思いますが、諮問の (2) には、東京都の方針に従い確定係数による標準保険料率に基づいた額にて毎年度徴収を行うため、今後本協議会での毎年度の諮問・答申は行わず、意見聴取のみとすとなっています。段階的に増やすということであれば、やはりその都度、諮問・答申というものは行われてしかるべきではないかと思いますが、なぜ意見聴取のみになってしまうのでしょうか。市民の意見を挟む余地がないような、そういう法律の組み立てになっていることでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

例えばですね、これまでこの運営協議会の方で基本的に赤字解消計画に基づき、2 年に 1 度のペースで税額改定をさせていただいておりました。その都度、こちらの協議会の場で諮問・答申をさせていただきました。それはなぜかといいますと、東京都が示す標準保険料率をそのまま使うのではなくて、そこに追いつくために、徐々に上げていく計画に基づいて、いわば日野市の方で独自の率を考えて、それを示させていただく必要があったので、諮問、そして答申という形をとらせていただきました。ただ、こども・子育て支援金制度におきましては、東京都の方で標準保険料率を使うということで方針を立てておりますので、その標準保険料率そのま

まを使うわけですから、諮問・答申を行う必要がないということになっています。例えば、今現在、赤字解消を終えて、標準保険料率をそのまま国民健康保険税としている自治体も大阪府ですとか奈良県などの自治体は、標準保険料率に達しております。その自治体では国民健康保険の条例については、その条文の中で、都道府県が定める標準保険料率とするというような表現になっております。

そのような表現になっているので、金額について、今現在例えば日野市においては2年に1度税率改定となると、一応、税率は何%、そして均等割については、金額を条例の方に定義させていただいておりますけども、標準保険料率を使うとなると、具体的な数字を条例の中で示すのではなくて、都道府県が定めた標準保険料率とする、そういう表現に条例を組み立てられるものですから、条例を改正する必要もなくなるわけですね。となると、こちらの協議会における諮問・答申は、必ず必須ではないということで組み立てたところがございます。そのために意見聴取ということで示させていただいたものであります。

議長 B 委員。

B 委員 私は日本共産党日野市議団に属しているものですが、私たち市議団が今、市民の皆さんに暮らしのアンケートを行っているんですね。全市的に本当にたくさんのアンケートの返信が返ってきていますが、その中でも日野市に対して期待している、やって欲しい物価高騰対策として、国保税を上げないで、もしくは値下げして欲しい、こういった要望が本当に多くなっているんですね。毎年、国保税が高くなっていて、もう少し安いと家計が助かると言っているのが、60代の方です。それから40代の方、現役世代の方からも、国保税・社保税の引き下げをして欲しい、こういうことが言われています。すごく懸念してしまうのは、こども子育ての応援のお金を全世代に求めるということなんですけれども、結局、応援というふうに位置付けていますけれども、国が責任持って応援をするということではなくて、すべての世代の方に分かち合いという形で結局押し付けている負担増ということになると、大変な分断を市民の皆さんの間に、世代間の分断を、深めかねないことになってしまうのではないかなと思います。

この中でも、それを懸念するようなご意見がありました。こども・子育てのために、お金が使われることはまだ理解ができるとしても、高齢者の世代とか、現役世代の単身世帯の方も、今本当に物価高騰の影響が重く暮らしを押しつぶすような形で広がっているわけですね。そういう中で高齢者に対しての支援制度が、年金が安すぎる中で、十分じゃないって感じている市民の方も本当にたくさんいらっしゃるということが、私たちに寄せられたアンケートでも明確になっているんですね。今、日野市では子どもの医療費が18歳まで無料化されていて、そのこと自

体は大変私は喜ばしいことだと思うんですけども、一方でやっぱり年金が安すぎるということで、老人切り捨て政策だというふうに取り扱っている方もいらっしゃるということがアンケートからわかりました。であれば、子育てを応援する必要があるからといって、市民の皆さんにその分を押し付けるのではなくて、ちゃんとした行政が責任を持って社会保障という形で、責任を持って見ていく必要があるんじゃないかと思うんですね。国庫負担がそれに見合った金額にならないうちは、やはり市の方でその分を持つということも可能なんじゃないかと思います。法律上、条例上ですね、そうしたことも・子育て支援金という形で日野市が持つことができないとしても、その市民の皆さんに負担をお願いする分を市が肩代わりして、一般財源から繰り入れをするということは、可能なんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。国民健康保険税赤字解消計画に基づいて、今17年度までを目標としまして進めている所ですけども、17年度に到達するまでの間、現在も一般会計の方から繰入金を行っている形になっております。それに加えてですね、もし子ども・子育て支援金制度分もですね、全額、一般会計の方から繰り入れをもし行うとするならば、例えば、令和8年度においては、本来ですと皆様から、集めた子ども・子育て支援納付金分を東京都にお渡しして、東京都が役員の方に渡して、先ほどリーフレットで示しました6つの事業の運用するための一部に使われるわけですけども、もしこの全額をですね、一般会計の方から、繰り入れる形で、まかなうとするならば、その額となると、まだ段階途中の令和8年度においても約1億700万円ほどになってくるわけです。このお金というのは、国民健康保険に加入されている方たちから集めるわけではなく、一般会計からですと、社会保険に加入されている方はもうすでにその保険料から子ども・子育て支援納付金分を引かれているわけですけども、さらに一般会計に入っているそのお金から、皆様から集めた税金という形で、一般会計からこの1億700万円出す形になりますので、国民健康保険に加入されている以外の皆様からしてみると二重で子ども・子育て支援金制度のために、拠出すると言う形になってしまいます。そういったことは、やはり不公平、不平等であるというふうにも感じますし、何よりも、この国民健康保険制度を継続して安定的に運営していくためには、皆様からの保険税ということでご負担をいただく形が本来の姿であるというところでありますので、ご理解をいただければと思います。

議長 B 委員。

B 委員 はい。まずですね、税金の二重払いという考え方そのものが社会保障の考え方と矛盾しているなと思います。本来であれば、これは国庫負担でまかなうべき金額で、少なくとも国は1兆円出すべきだということを、全国都道府県の組長会議も要請をしていますよね。国がちゃんと社会保障を持って、その上で市民の皆さん、国民の皆さんにも税金を払ってもらおうと、このことを二重払いとは言わないと思うんですよね。国がやらないことを日野市の方で税金を使って社会保障を充実させるために動いて欲しいということは、社会保障の考え方そのものとは相容れないと思いますので、今の議論は通りとしておかしいんじゃないかなと思います。その上で、こども・子育て支援制度そのものの必要性は感じてやはり財源を市民の皆さんにさらなる負担で求めていくってということそのものについては、やはり同意いたしかねます。これは意見として言わせていただいて、以上とさせていただきます。

議長 では A 委員どうぞ。

A 委員 私も質問というよりは B 委員が言っていることの反対意見なんですけれども、先ほど分断とおっしゃってましたけども、こども・子育てに限らず社会保障というのは全世代でやる共助ですから、年金生活者であろうと現役世代であろうと、子育てをしていない世帯であろうと、社会保障というのは基本、当たり前ですけど、全世代型ですから、全世代で全世代を支え合うというのが、基本の概念ですから。こども、子育てを応援する、いろいろと育児期間中の国保免除とか、こういう子育ての家庭を支援することはこれ回り回って、現役世代とか、高齢者の人たちにも受益があるから、負担をするわけですよ。だって少子化が進めば困るのは現役世代とか、高齢者ですよ。もっと年金もらえなくなっちゃいますよ、現役世代もね。だから全世代で子育てを支える、これは当たりの考え方で、全世代型社会保障っていうのは全然分断でも全くなくて、連帯です。国民の連帯という概念から、こういう制度になっている。そこがまず基本的なところで分断でも何でもない。世代の分断というのは全く間違いであることと、あともう1点先ほど、一般財源から繰り入れてでも、市がやるべきだと。またこれもおかしい話で、今やっているのは国保の赤字解消を令和17年度までに向けて進めましょうと、一般会計からの国保への繰り入れを減少させていきましょうと、今、日野市はプランでやっているわけじゃないですか。先ほど保険年金課長が説明していましたが、一般会計から国保に入れるってことは、国保に入っていない人の税ですよ、一般会計だから、それを

国民健康保険に入れるっていうのは、これはもう当然二重ですよ。何で社会保険に入っている人が国保の人の分を負担しなきゃいけないんだと、これは社保に入っている人からしたらとんでもないよと、二重に取られているじゃないかというのが当たり前で、そこが二重だというふうに保険年金課長はおっしゃっていたということだと思います。とにかく今やっているのは、もちろん子ども・子育て支援金ですけれども、大枠で日野市がやっているのは、令和17年度までは赤字解消で一般会計からの繰り入れを減らしていくということですから、大原則をまず外さないのが前提で、その上で、今回の子ども・子育ての諮問に関して書いてありますけれど、都内すべての市区町村について標準保険料率を採用するという事なのだから、別に日野市単独でやるわけではないので、そのすべての市区町村が標準保険料率を採用ですから、一部、B委員が言っていた、今まだ確定係数出てないじゃないかっていうのは私も同意しますが、社会の分断っていうのもおかしいし、世代の分断っていうのもおかしいし、一般会計から繰り入れしていいんじゃないかなっていうのも全然原則から外れているなどと思います。以上です。

議長 はい。C委員。

C委員 A委員のご発言の大原則のお話で、おっしゃる通りだと思います。私も共感するところでした。私からは簡単に確認をさせていただければと思いますが、B委員の先ほどのご発言の中で段階的に値上げを導入していくということは、国の方で議論がされて、こういったようにお示しいただいてるかと思いますが、そうすると、国の議論を市の方でどのようにとらえているか、この段階的に上げていくことに関しての市のお考え、どういう意図でその段階的に上げることを導入したのかというところの市のご見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。この制度自体、特に子ども・子育て支援金制度自体が令和6年度の法律によって形を成してきたものでございます。段階的にということの考え方ですけれども、周知期間というのでしょうか、6年度に方針が固まり、少子高齢化というのは待ったなしの状態の中、少しでも早く着手したい、ただ皆様のご理解は必要だということがあるところの段階的な金額設定になったのではないかと見ております。

議長 C委員

C委員 はい。ありがとうございます。もうまさに理解が進まないからこそ、そうした混乱ですとか、余計な分断されるのではないかという懸念が生まれてしまうのかなと思っておりますので、しっかり周知をどのように市民にするかという点が非常に重要かと思っておりますので、前段のところの事前のこの説明で最後の部分で市民に対しての周知、机上に配られておりますカラー刷りのチラシを配るですとか、ホームページに掲載したいというようなお話もございましたが、この、こども・子育て支援金制度が開始しますという面の、「※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。」ですとか、一番最下段の「※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様には追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。」と記載されております。そうした「※」に記載されているようなところをより具体的に市民に不安のないように周知する必要があるというふうに思っておりますが、その周知の方法をどう行っていくかという点と、令和8年、9年、10年という3ヵ年ですが、令和11年以降の見込み、令和10年度の負担額がそのまま令和11年度も継続されていくものなのか、そうした令和11年以降の見込みを市はどのように認識しているかお伺いできればと思います。お願いします。

事務局 保険年金課長。

議長 簡潔に。保険年金課長。

事務局 2点ご質問をいただきました。周知の方法でございます。現在のところ、ホームページの方に国からこういうものを市民の方へということで、新たになったものについては示していこうと思っております。それ以外、広報誌の方でも掲載できればいいのですが、紙面の関係がございますので、それは要検討とさせていただければと思います。また当然のことながら、8年度になりましたら、納税通知書を発送いたしますので、その中には、詳しい内容のご案内は入れさせていただこうと思っております。

2点目でございます。段階的に10年度以降のお話でございます。国の方では令和10年度以降に負担が増額することが現状は想定していないという話でございます。リーフレットにあります通り、この6つの事業の中身が膨らんだり、6事業じゃなくて例えば7事業になったり、はたまた被保険者に対する負担の割合を変えようというか、そういったことがありましたら、その時には、もちろん公費の負担も増

えますけれども、もしかすると被保険者への負担も増える可能性はございますが、現状、国としては、10年度以降は増額する、そうではないというふうに思っております。以上です。

議長 よろしいですか。はい。

C 委員 最後に1点だけ。増額がされるような場合があれば、このような形でまた運営協議会に諮問・答申が図られるということでもよろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。保険年金課長。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 はい。基本的には標準保険料率を使うということであれば、諮問・答申は行わないと考えておりますけれども、ただその変わった内容については、本協議会でご説明をさせていただきたいと思えます。

議長 では以上でご質問・ご意見を終結してよろしいでしょうか。次回の答申までの間にもしご質問ある場合は、事務局の方もご対応お願いしてよろしいでしょうか。お願いいたします。では事務局からその他の報告事項・連絡事項があればお願いいたします。

事務局 給付係長。

議長 給付係長。

事務局 次回の運営協議会ですが、事前に通知いたしました通り、年明け、令和8年1月7日（水）14時からで、会場同じくこの部屋を予定しております。従前のアンケートにて本日まで出席いただいている皆様については全員ご出席いただけてと考えておりますが、もし変更等ございましたら、後日保険年金課にご連絡いただければと思います。事務局からは以上になります。

議長 はい。委員の皆様もその他の事項でも全体を通してでも構いませんが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは以上をもちまして本日の日

程はすべて終了いたしました。これにて令和 7 年度第 3 回日野市国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。